

平成30年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年5月10日(木)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員
11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員
16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 無し

出席推進委員 大東清彦委員 佐々木知俊委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 高西早苗委員

事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹 長谷川主任

傍聴人 なし

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について
オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

それでは、第2回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号6番の大太委員と議席番号7番の大縄委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、ありません。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号4の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号4の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の希望により、譲受人が売買で農地を取得するものであります。取得後の経営面積は、55アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

4番の議案について説明いたします。本件は、尾高の田、一筆2,909平方メートルの農地について、売買を行うものです。聞き取り確認したところ、譲渡人は病気を患ってまして、最近、今後、耕作について、規模縮小の意向のため、地元で譲り受けてくれる方を探していたところでした。このたび、譲受人が見つかり、売買を行うこととなったものです。この譲受人につきましては、譲受人のところに書いてございますけど、〇〇に勤めている職員さんでございまして、お父さんと共に農地を維持管理していくということでございます。現在地でございまして、大体場所につきましては、〇〇があります、あの辺から約東側の方に向かって、大山側ですね300メートルほどいきたところの農地でございまして、近くには、〇〇や〇〇がありまして、わかりにくい方は〇〇を目安にして東側を見ていただければいいんじゃないかと思っております。水稻の確認でございまして、去年まで私も地元の農業委員としていろいろ見て回っておりますけれど、このへんの管理

はみなさんきちっとされていますし、特にこの辺の水田関係におきましては、大高につきましては大体集落組合が入っております、この売買の農地につきましても、大体そういった格好でされますけれど、田植え、購買等々は集団組合で管理されておりますし、昨日も尾坂委員さんに見てもらいましたが、大体きれいに管理されているということでございます。そういった点で、許可要件については特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号5の淀江町中間について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号5の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の希望により、譲受人が贈与で農地を取得するものであります。譲渡人は農地を相続されましたが、〇〇にお住まいのため、耕作不便であり、どなたか農地を譲り受けてくれる方を探していたとのことで、今回、譲受人が見つかり、承諾されたとのことであります。取得後の経営面積は、41アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

高西推進委員

事務局の方から詳しく説明をいただきましたので詳細はわかっていたと思いますが、譲受人さんは、トラクター、軽トラックを所

有しておられます。それから耕作状況は全部耕作するということで問題ありません。取得後の面積も先ほど言われましたが41アールとなりますので下限面積は上回っております。以上のようなことで、この譲受人さんですが、昨年からの土地を譲渡人さんの方から管理をお願いされておって耕作をしておられました。この度話がうまくまとまりまして、譲受人さんが承諾をされて贈与が行われるということです。その他のところ特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

あのう、補足しますけども、〇〇さんという譲渡人の方はですね、里が、お父さんが亡くなり、弟さんがおられたけど若くして亡くなられて、そういうことで贈与されたということですので、併せてご理解をお願いします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号6の高島について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号6の高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

別紙、議案書は登記の記載としておりますので、田になっていますが、現況は畑での利用となっております。本件は、双方での話し合いにより、譲渡人の農地について、譲受人が贈与で取得するものであります。取得後の経営面積は、46aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

6番の議案について説明いたします。本件は、高島の田で988平方メートルの農地について、贈与を行うものです。双方の関係はいとこ同士で、譲受人が現地を実質、以前より管理耕作しておられたとのことでありまして、この度、お互い高齢になり、今後のことを考え、権利関係をきちっと整理しておこうということで、贈与による申請を行うこととなったと聞いております。現地については、田邊委員と調査したところ問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

議長（高西会長）

それでは6ページ、番号4の大崎について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

二番目にバスで行ったところですけども、4番の議案です。申請者は議案のとおりです。申請地は、大崎の畑で、面積は547平方メートル。今年1月の総会で農振除外ということでいっぺん行った記憶があると思います。申請人は以前住んでいた家が市道拡幅にかかり、今現在は借家に住んでおります。息子も申請人と同じく漁業に従事しておりますが、漁具の修理等が借家では困難であるため、家を建てるにあたり、住宅と倉庫が建てられる土地はこの申請地しかないということで、申請地に漁業者用住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域

内にある農地であるため第1種農地に該当すると思われませんが、転用について問題はないと思われしますので、よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

大太農業委員

漁業者用住宅というのはどういう住宅の区分なのですか。

事務局（山本主幹）

農家住宅とともありますけれど、開発区分では漁業者住宅も農家用住宅と同じような扱いで見えるそうです。滅多に出ることはないですけども、簡単に農家は農具、漁業は漁具等を置くと。

事務局（宅和局長）

ちょっと補足させてください。農家住宅ですとか漁業者住宅につきましては、一般住宅と何が違うかといいますと、開発許可がいるのかいないのかの違いがありまして、農家住宅、漁業者住宅に該当しますと開発許可が不要ということになっております。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ、番号14の葭津について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

14番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は葭津の畑で、面積は150平方メートルです。申請人は、譲渡人から自宅を購入しましたが、自宅敷地の前面道路が非常に狭く、利用しづらい状況のため、申請地を進入路として利用することを計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号15の大篠津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

説明します。先ほどまず一番目に行った所であります。〇〇の所であります。申請者は議案のとおりです。申請地は大篠津町の畑で、面積は383平方メートルです。ただ、あそこは校区としては崎津校区です。申請人は、現在アパートで子どもさんと暮らしていますが、手狭になったんで実家のお母さんの所有の放棄地に家を建てようとして計画したものです。隣接耕作者の同意とか、近隣の住宅の許可とかももらっていますし、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意ももらっておられます。規模も10ヘクタール未満ということで、第2種農地に該当すると思われそうです。転用について問題はないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号16の石井について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

16番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は石井の田で、面積は1,100平方メートルです。当法人は、障がい者の方に対して、総合的に支援する障害福祉サービス事業を行っており、障がい者に対して必要な支援を提供し、一人一人が充実した生活が送れる福祉施設を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。土地改良区について、申請地は該当ありません。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。岩佐委員とも現地を確認して問題ないと思っております。転用について問題はないと思われしますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号17の一部について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

17番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は一部の田で、面積は363平方メートルです。申請人は、現在の住まいがこどもの成長と共に狭隘になってきたため、実家からも近く住み慣れた場所でもある祖父所有の申請地に住宅の建築を計画した

ものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。なお、家庭雑排水は下水道が完備されており、これに排水されるというふうにあります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。田邊委員と現地確認し協議した結果、転用について問題はないと思われますので、審議をよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

第1種農地ということで、以前第1種農地は全部現地確認するというので決めたと思うのですが、今日行きませんでした。

事務局（山本主幹）

森中委員さんに確認しましたし、距離のこととかいろいろございまして。

高橋農業委員

だけど距離は関係ないし、第1種農地は全部現地確認すると決めた訳だから、時間がかかっても現地調査に行くべきだと。

議長（高西会長）

その件についてはですね、委員のみなさんにも時間がかかりますけども、ご理解いただいて欠席せんように、時間がかかってもご審議いただきますようお願いしたいと思います。そのように今後は、事務局よろしく申し上げます。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、番号18の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

現地調査の最終箇所です。バスの中でも確認したのですが、親元の奥の家のすぐ手前側で道路を広げて建てるということです。詳しいことは隣接者に聞くのが一番いいのかなあとということで聞きましたが、非常に好意的でいいことではないかなと話しました。隣接は当然同意があり、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあるようです。それからこれはじゃあ後でまた聞いて返事しますからということと言っていたのですが、これにはちょっとかけ離れますけども、隣接者の話聞いていたら、この地域は、私のすぐ隣なのですが、人口減少で自治会が成り立たないような状況で四苦八苦している状況で、若い人が入ってよかったねという話からしたら、できるだけこれから子供たちを呼ぶとか孫を呼ぶとかしたら、農業委員会も反対しないようにやらせてくれよと言うようなことを言われていました。実際私の所もあつという間にここ10年で世帯数が3分の1に減っているもので、自治会が成り立たないような状況でありますので、農地転用で人が帰ってこられるようでしたらスムーズに転用さしてもらいように農業委員会にも話しておくからそれまで待つと言っていたのですが、そういうような状況で非常に若い人がこの地域へ帰ってくるということは周辺には喜んでおられました。だから問題は無いと思います。したがって転用については諸手続等に問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号19の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

19番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は〇〇の南側の畑で、面積は、農地部分が121.69平方メートル、現在宅地部分が、103.55平方メートル、現在宅地を含めた合計面積は225.24平方メートルです。申請人は、現在住まいの借家に家族3人で生活をしておりますが、米子方面での業務が多いことから、米子市での居住を考え、申請地に住宅の建築を計画したも

のです。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。隣接農地はありません。去年この辺は家が建ちましたのでありません。申請地は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（高西会長）

無いようでしたら、ひとつお聞きしますが、私が農業委員になって初めて10アールあたり〇〇円というのは、初めてな気がします。どの辺りになりますでしょうか。

大縄農業委員

〇〇の西側です。以前にも出ていますので。

議長（高西会長）

ほかに何かありませんかね。

事務局（山本主幹）

すいません。この金額、先ほど大縄委員さんが説明しましたが、宅地部分も含めた金額で申請いただいておりますので、農地部分だけではございません。それでこの金額で。

議長（高西会長）

わかるけども、この度農地を買われるわな5条で、面積は122平米ほどですよ。これを10アールあたりに逆算したらこうなるって

ことですよ。

事務局（山本主幹）

宅地部分も含めた金額です。現在地目が宅地の部分と農地部分の合計がということです。

議長（高西会長）

誤解をされる点がある。もうちょっと書き方を事務局考えて。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号20の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

これも同じ所です。20番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の畑で、面積は、農地部分が118.88平方メートル、現在宅地部分が、78.08平方メートル、現在宅地を含めた合計面積は196.96平方メートルです。申請人は、現在市内の借家に家族3人で生活していますが、こどもの成長にともない部屋が手狭になってきたため、申請地に住宅の建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。申請地は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号21の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

21番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。これも同じ所です。面積は245平方メートルです。申請人は、現在市内の借家に4人で生活していますが、手狭になり、実家での生活も考えましたが、同居できる部屋数がないため、申請地に住宅の建築を計画したものです。なお、進入路につきましては、議案22番の方と共有で利用するため、持分は5分の4になります。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。申請地は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について特に問題はないと思われます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号22の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

22番の議案について説明します。これも同じ所です。申請地は両三柳の畑で、面積は245平方メートルです。申請人は、市内のアパートで生活していますが、手狭になり、同じく母親も市内のアパートで住まいをしており、今後、高齢になる母の介護を考えると、母親の生活圏を変えることなく、生活を支えるには、この土地が一番適当と考え、申請地に住宅の建築を計画したものです。なお、進入路につきましては、議案21番のかたと共有で利用するため、持分は5分の1になります。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。申請地は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について特に問題はないと思われます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

ここだけが地目が田で残ってあと畑で、今まではずっと畑できとるのですけども、実際現地というのはどんな感じなんですか。

事務局（山本主幹）

22番の現地についてご説明します。こちら田で書いておりますけども議案のとおり畑でございます。別紙の記入ミスです。

伊塚農業委員

今の22番、21番、20番、19番は、申請者は一緒な人で、親戚の人がずうっとここにかたまったというような感じですか。

事務局（山本主幹）

まったく別の方です。

吉澤農業委員

イメージとしたら、一挙に4件くらい出るっていうのは、分譲地みたいな感じなのかな

事務局（山本主幹）

照会かけたのは、元は一緒だとは思いますが、申請はそれぞれ工務店とかですね全部ばらばらできています。たまたまいっぺんに。

議長（高西会長）

事務局にひとつ聞いてみるけども、さっきの審議終わったけども、宅地を含め〇〇円と、ゼンリンの地図を見ると建物が建っている訳ではないし、どんな具合に、普通だったら分譲地で、個人で買われたならば、普通だったら宅地の面積、一軒家ならわかるけども、ちょっとおかしいと思うけども、どうなっているわけですか。現実には建物は建っているわけ。

事務局（山本主幹）

建っていません。宅地と言いますが、実際には雑種地のような地目は平坦な所でございます。

議長（高西会長）

ということは、従来は分譲で宅地になっていた所に、今申請があったのはこれに付随して農地をっていうことか。

事務局（山本主幹）

はい、物は建っておりません。

議長（高西会長）

そのへんちょっと考慮してやってください。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号23の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

23番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は大崎の畑で、面積は2,264平方メートルです。申請人は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘク

タール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、審議よろしくお願ひします。ちなみにです、この太陽光を仕掛けたのは倉吉に本社を置く〇〇という会社です。この〇〇が新聞折り込みのチラシを出してそれに譲渡人が応募したというものです。施工工事は〇〇が行うようです。譲受人の〇〇さんという方は東伯郡で今までに数か所太陽光発電を實際やられてるということ。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適當である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号24の宗像について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

遠藤農業委員

24番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は宗像の田で、面積は1,096平方メートルです。田になっていますが現状は半分畑で作っておられまして、半分は若干荒れとるという状況です。申請人は、建設業を営んでいますが、足場建材の保管場所が十分に確保できないため、申請地に足場資材の保管場所として計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。土地改良区について、申請地は該当ありません。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われまますので、よろしくお願ひします。なお、岩佐委員と現地も確認しております。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適當である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号25の古豊千について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

25番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は古豊千の田・畑で、面積は1,263平方メートルです。申請人は、現在使用している〇〇の資材置場が手狭になったため、隣接地として事業に適している申請地に資材置場、駐車場の整備を計画したものです。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。田邊委員と現地確認した結果、転用について問題はないと思われますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号26の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

26番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田で、面積は223平方メートルとなります。申請地は、先月、尾高において、皆様に見ていただいたように、まとまった住宅の転用のありました場所の残りの区画のものです。先月〇〇の北の方で見ていただいた所でございます。申請人は、現在、米子市内で借家住まいしていますが、譲受人の妻の実家が現住所に近いものでして、その辺に近い所に建築しようという考えだそうです。隣接耕作者の同意、実行組合からの排水同意書については確認済みであります。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地であります。転用について問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号27の淀江町今津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

説明します。淀江町今津の田1筆です。その申請地は親子4人で1筆を所有しておられますが、そこにこの度、親と兄弟から贈与を受けて住宅を建築する予定となっております。隣接の農地は、申請当事者譲受人、譲渡人いずれもそれぞれの所有のため、同意書は不要となっております。地元実行組合からの排水同意書も確認済であります。土地改良区について、申請地は該当ありません。周りが宅地で囲まれた状態ですので、第3種農地に該当します。旧淀江町区域ですので、開発許可は不要となっております。特に問題はないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号28の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

28番について説明します。申請者は議案のとおりで淀江町佐陀の畑です。面積は181.16平方メートルです。申請人は、上福原に住んでおりますが、職場近くの申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意書、実行組合からの排水同意書について、確認済であります。土地改良区については、申請地は該当ありません。申請地は、周辺500メートル以内に医療施設が複数ある農地ですので、

第3種農地に該当いたします。旧淀江町区域は、非線引きの都市計画区域内のため、開発許可は不要となっております。ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、12ページ、議案第4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、15ページ番号5-1を審議します。関係者の大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。15ページ番号5-1は、再設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

続いて、番号5-2から5-10までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号5-2は、貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。番号5-3は、再設定です。16ページ番号5-4及び番号5-5は、再設定です。番号5-6は借受人の希望による貸付です。番号5-7は、再設定です。17ページ番号5-8は、再設定です。番号5-9及び番号5-10は貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。以上、番号5-2から番号5-10は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、20ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号5-1から26ページ番号5-30までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。20ページ番号5-1から26ページ番号5-30まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。Aは地権者の意向によるもので21件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で5件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で2件、Dは期間満了による更新で2件です。番号5-1から番号5-30まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして28ページ番号5-1から番号5-4を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。28ページ番号5-1は、畑で、隣地の耕作者である所有権移転を受ける者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は、121アールです。番号5-2は、畑で、隣地の耕作者である所有権移転を受ける者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は、64アールです。番号5-3は、畑です。3月総会で承認された、鳥取県から鳥取県農業農村担い手育成機構が買い受けた農地です。取得後の経営面積は、57アールです。29ページ番号5-4は、畑です。3月総会で承認された、鳥取県から鳥取県農業農村担い手育成機構が買い受けた農地です。取得後の経営面積は、224アールです。以上、番号5-1から番号5-4は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、32ページ番号1から37ページ番号18までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。32ページ番号1は、安来市で営農している法人で、米子市では初めての配分です。番号2から番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。33ページ番号6及び番号7は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。34ページ番号8から番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。35ページ番号11から番号14は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。36ページ番号15は、数年前に研修を終えたものの、家事の都合ですぐには就農せず、今回新規就農者として、配分を受けるものです。番号16及び番号17は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。37ページ番号18は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号1から番号18までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、37ページ番号19を審議します。関係者の公本委員の退席を求めます。

（公本委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号19の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

公本委員の着席を求めます。(公本委員着席)

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局(日浦係長)

報告いたします。40ページをお願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、41ページから42ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、43ページから45ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、11件を受理しています。

次に、46ページの非農地転用現況証明について、3件を証明しています。

次に47ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、米子市に対して、2件を回答しています。

次に、49ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、50ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

報告は以上です。

議長(高西会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をします。

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局(宅和局長)

(事 務 連 絡)

議長（高西会長）

これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時35分